

令和 2 年（2020 年）8 月 27 日

各学校（園）長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路

新型コロナウイルス感染症に関する概況を踏まえた対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関しては、現在、熊本市のリスクレベルは「レベル4 特別警報」であり、市内の学校においても児童の感染が確認されるなど、強い警戒感をもって学校（園）における感染症対策に取り組む必要があるところです。

そこで、令和 2 年（2020 年）6 月 30 日付け教政発第 191 号にて通知している「1. 指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録するものについて」及び「2. 出席停止等の期間」について、下記のとおり（変更は下線太字部分）見直しましたので改めて通知します。

なお、本通知は、令和 2 年（2020 年）8 月 24 日から遡及しての適用とします。

各学校（園）長におかれては、遺漏なきようご対応願います。

記

1. 指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録するものについて

(1) 学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置とするもの。

- ① 幼児・児童・生徒の感染が判明した場合
- ② 幼児・児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③ 幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- ④ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

※ただし、上記④の措置は、本市のリスクレベルが4の場合に限る。

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うもの。

- ① 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ② 保護者が出席させることに不安を感じた場合

2. 出席停止等の期間

(1) 上記 1 の(1)①に該当する幼児・児童・生徒については、治癒後、医師において感染のおそれがないと認めるまで

(2) 上記 1 の(1)②に該当する幼児・児童・生徒については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して 2 週間

(3) 上記 1 の(1)③④に該当する幼児・児童・生徒及び同居の家族については症状がなくなるまで

(4) 上記 1 の(2)①②については、校（園）長が認める期間

### 3. 学校保健安全法第20条による臨時休業（学校の全部または一部）の措置とするもの。

- (1) 幼児・児童・生徒及び教職員（児童育成クラブ支援員を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合、ただちに学校（園）全部を臨時休業の措置とし、児童育成クラブも閉設とする。

その間、関係箇所の消毒作業を行うとともに、保健所による濃厚接触者の調査等により、学校（園）内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体での臨時休業の範囲を特定し、その範囲は引き続き臨時休業の措置とする。児童育成クラブについても、これに準じて判断する。

- (2) 感染のおそれがないと判断された範囲の幼児・児童・生徒及び教職員については、「学校再開に伴う感染防止対策等のガイドライン」にあるチェックリスト等に従って学校教育活動を再開する。

### 4. 臨時休業（学校の全部または一部）の期間

上記の3の臨時休業（学校の全部または一部）の期間は、感染が判明した幼児・児童・生徒及び教職員が、最後に登校・勤務した日の翌日から起算して2週間とする。

### 5. 教職員の服務について

教職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の服務の取り扱いについては、令和2年3月13日付け労厚発第466号にて通知のとおりです。

なお、同通知中の臨時職員・嘱託職員の取り扱いについては、今年度からは会計年度任用職員の取り扱いとして読み替えて下さい。

### 6. その他

新型コロナウイルス接触確認アプリ「cocoa」で陽性者との接触通知を受けた職員（会計年度任用職員を含む）は、市民と取扱いが異なり、全員PCR検査を受ける必要がありますので、令和2年8月12日付けのCネット全庁掲示板のとおり運用をお願いします。

#### 問い合わせ

- ・出席停止、臨時休業に関すること  
健康教育課 328-2728  
特別支援教育室 328-2743  
指導課 328-2721
- ・児童育成クラブに関すること  
青少年教育課 328-2277
- ・教職員の服務に関すること  
教育政策課 328-2704  
教職員課 328-2720